

令和4年7月7日
平川市告示第138号

平川市民間宅地開発事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、宅地開発事業を実施する民間事業者に対して、予算の範囲内において、平川市民間宅地開発事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市街化区域内における良好な市街地の開発の促進と、市街化調整区域内における本来の性格を損なうことなく、農業振興や周辺環境・景観との調和が図られることを前提に、一定の条件に適合する計画については開発等を容認するなど適正な土地利用の規制と誘導を図り、もって定住人口の増加に資することを目的とし、その交付については、平川市補助金等の交付に関する規則（平成18年平川市規則第53号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第4条第12項に規定する開発行為をいう。
- (2) 民間事業者 民営で宅地開発事業を行う者で、税の滞納がない者をいう。
- (3) 宅地開発事業 新たに住宅を建築するための用地を分譲することを目的として行われる開発行為をいう。
- (4) 市街化区域 法第5条第1項の規定により指定された都市計画区域のうち法第7条第1項に規定する市街化区域をいう。
- (5) 市街化調整区域 法第5条第1項の規定により指定された都市計画区域のうち法第7条第1項に規定する市街化調整区域をいう。
- (6) 道路 平川市開発指導要綱（平成30年平川市告示第83号）第12条に規定する基準に適合する開発区域内に新設される道路で、市に帰属されるものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、民間事業者が平川市内の市街化区域又は、市街化調整区域内において実施する宅地開発事

業で、法第29条の規定により開発行為の許可を受けたものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業のうち道路及び側溝の整備に要する経費とする。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 市街化区域 道路総延長(小数第2位以下切捨て)に1メートル当たり5万4,000円を乗じて得た額

(2) 市街化調整区域 道路総延長(小数第2位以下切捨て)に1メートル当たり2万7,000円を乗じて得た額

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、平川市民間宅地開発事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 開発行為の許可指令書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、平川市民間宅地開発事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第7条 前条の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容を変更し、又は補助対象事業を中止若しくは廃止しようとするときは、平川市民間宅地開発事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、平川市民間宅地開発事業補助金変更(中止・廃止)承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助対象事業が完了し、法第36条第2項の規定による工事完了の検査済証を受けたときは、平川市民間宅地開発事業補助金実績報告書(様式第6号)に次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第7号）
 - (2) 開発行為に関する工事の検査済証の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- （補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の実績報告書等の提出を受けたときは、当該実績報告書等の書類の審査等により交付すべき補助金の額を確定し、平川市民間宅地開発事業補助金額確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、平川市民間宅地開発事業補助金請求書（様式第9号）による交付決定者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこの告示に違反したとき。
- (3) その他、市長が適当でないと認めたとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて当該補助金を返還させることができる。

2 補助金の交付の取消しを受けた者は、当該取消しを受けた日以後において、この告示に基づく補助金の交付の申請を行うことができないものとする。

（関係書類の整理）

第13条 交付決定者は、補助金の交付に関する書類を補助金の交付を受けた日以後の最初の4月1日から起算して5年間整理保存しなければならない。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月7日から施行し、令和4年4月1日より適用する。